

地域ごみ対策会議設置要綱

(設 置)

第1条 滋賀県内における産業廃棄物の不法投棄および散在性ごみ等について地域の状況に応じた対策を検討するため、本庁直轄管内および環境事務所管内毎に、地域ごみ対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の不法投棄事案の未然防止および撤去是正対策に関する事項（大津市を除く）
- (2) 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等に基づく、散在性ごみの未然防止対策および啓発に関する事項
- (3) 琵琶湖岸における漂着ごみ等への対策に関する事項

(構 成)

第3条 会議は委員で組織し、委員は次に掲げる者とする。

- (1) 本庁直轄管内の会議にあっては琵琶湖環境部次長および別表1に掲げる者、各環境事務所管内の会議にあっては環境事務所長および別表2に掲げる者
- (2) 環境美化に係る活動を行う者または環境美化に関する活動を行う団体の代表者
- (3) その他会長が適当と認める者

(会 長)

第4条 会議に、会長を置く。

- 2 会長は、本庁直轄管内の会議にあっては琵琶湖環境部次長をもって、環境事務所管内毎の会議にあっては環境事務所長をもって充てる。
- 3 会長は、会議の事務を総括する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、本庁直轄管内の会議にあっては循環社会推進課長が、環境事務所管内毎の会議にあっては環境事務所次長が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、事案に応じ、委員の中から必要な委員のみを招集することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 会議の庶務は、本庁直轄管内の会議にあっては循環社会推進課、環境事務所管内毎の会議にあっては、環境事務所において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 地域不法投棄対策協議会設置要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成25年4月19日から施行する。
- 10 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

本庁直轄管内のごみ対策会議

	所 属 ・ 役 職
滋 賀 県	県民活動生活課長
	琵琶湖政策課長
	循環社会推進課長
	自然環境保全課長
	観光交流局副局長
	河川・港湾室長
	西部・南部森林整備事務所長
	大津土木事務所管理調整課長
	〃 道路計画課長
〃 河川砂防課長	
滋賀県警察	関係警察署 生活安全課長
市 町	大津市 関係担当課長

別表 2

環境事務所管内毎のごみ対策会議

	所 属 ・ 役 職
滋 賀 県	森林整備事務所長（高島環境事務所管内を除く）
	森林整備事務所支所長（高島環境事務所管内に限る）
	農業農村振興事務所農産普及課長
	土木事務所管理調整課長
	〃 道路計画課長
	〃 河川砂防課長
	循環社会推進課循環調整係長
	循環社会推進課廃棄物対策室廃棄物監視 取締対策係長
滋賀県警察	関係警察署 生活安全課長
市 町	関係市町 関係担当課長